

新型コロナウイルスの影響を受けた酒類製造者等の皆様への技術支援について

各国税局鑑定官室（沖縄国税事務所においては間税課主任鑑定官。以下同様。）では、新型コロナウイルス感染症に関連した以下のような技術相談に応じています。ご相談がございましたら、所轄国税局鑑定官室までお気軽にお問合せください。

● 製品の長期貯蔵が見込まれる酒類事業者の皆様へ

在庫管理・製造計画の観点から長期貯蔵となる酒類が見込まれる場合において、各国税局鑑定官室では、酒類の貯蔵に伴う品質劣化抑制や、貯蔵過程における品質向上を目的とした貯蔵出荷管理技術相談を随時受け付けております。

（相談事項の一例）

- ・ 長期在庫となる酒類の保存環境について
- ・ 貯蔵に伴う酒質の変化への対応について

● 「高濃度エタノール製品」の製造をお考えの酒類製造者の皆様へ

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類の製造をする場合には、所轄税務署の酒類指導官のほか、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実にご相談いただきますようお願いいたします。

詳細については、以下をご覧ください。

- ・ [令和2年4月13日付酒税課長発「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の製造等について」](#)

酒類としての製造・分析については、各国税局鑑定官室において技術的な相談を随時受け付けております。

（相談事項の一例）

- ・ 原料や設備に応じた酒類の製造について
- ・ 製造した酒類の分析について（アルコール分、メタノール含有量等）

● その他の製造技術相談について

製造工程における衛生管理等、酒類製造者の皆様からの技術相談を随時受け付けております。

本件に関する技術相談窓口

所轄の国税局鑑定官室へ、直接お問合せください。

| | | | |
|--------------|----------------------|---------------|----------------------|
| 札幌国税局 鑑定官室 | 011-231-5011 (内4620) | 大阪国税局 鑑定官室 | 06-6941-5331 (内2366) |
| 仙台国税局 鑑定官室 | 022-263-1111 (内3434) | 広島国税局 鑑定官室 | 082-221-9211 (内3780) |
| 関東信越国税局 鑑定官室 | 048-600-3111 (内2385) | 高松国税局 鑑定官室 | 087-831-3111 (内 462) |
| 東京国税局 鑑定官室 | 03-3542-2111 (内3193) | 福岡国税局 鑑定官室 | 092-411-0031 (内4503) |
| 金沢国税局 鑑定官室 | 076-231-2131 (内2611) | 熊本国税局 鑑定官室 | 096-354-6171 (内6216) |
| 名古屋国税局 鑑定官室 | 052-951-3511 (内5830) | 沖縄国税事務所 主任鑑定官 | 098-867-3601 (内 470) |